国民年金基金連合会用拠

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の☑にはレ点をご記入ください。

	▲打工は、打工如公太二乗組では消し、修工如公の国田全内に訂正東頂太ブ記入ノださい。	
_	▶訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。	
4	▶身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。	

1.申出者	全ての加入申出者がご記入ください。 ▼申出者自ら署	署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
	フリガナ ネンキン イチロウ	基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
氏 名	年金 一郎	生年月日 ☑ 昭和5 年 月 日
	プリガナトウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-45	6 シカクシカクビル 連絡先電話番号 市区町村コード
住所	- 123 - 4567	(12)

東京都●●区△△1-23-456 □□ビル 3456-7890

必ずいずれか1つにレ点をご記入のうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。

第2号被保険者(共済組合員を除く会社員等)

☑ 65歳以上70歳未満 ☑ 70歳以上75歳未満

共済組合員(国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者)

☑ 70歳以上75歳未満 ☑ 65歳以上70歳未満

3.掛金の納付方法 新規加入または勤務先事業所を変更(転職)し継続加入される方で、事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」をご提出ください。

事業主払込1 → IDeCo+(中小事業主掛金納付制度)の対象者の場合は、左の欄にもレ点を記入してください。

☑ 個人払込2

4.掛金引剂	落口座情報 「個人払込」のは	場合は加入申出者がご記入くだる または「継続加入かつ口座変更を	さい。 :希望しない」場合は、掛金引落口!	至情報のご	記入は不要です。口	座変更される場合の&	ょ、ご記入くださ	······································	
口座名義人 個人払込の 場合、本人名 義に限定・屋 号付きは不可	キュー	一郎			金融機関届出印		2枚目に 金融機関	届出印を押印してくだ	さい
	☑ ゆうち	5よ銀行以外の金融権	幾関1	どちらか	を選択してくださ	い		うちょ銀行2	
金融機関名		$\bigcirc\bigcirc$	✓ 銀行✓ 銀行✓ 信連✓ 信金✓ 信金	5	会機関コード	種目コード	166	契約種別コード	30

	金融機関名			$\bigcirc\bigcirc$	✓ 銀行✓ 信連✓ 信金	□ 屋協	金融機関コード	種目コ	ード 166	5	契約]種別:	コード	30	
	支店名		\subset	│	☑ 支店(支	∑所)☑ 出礁	支店コード	通帳記	号		通	長番号	号(右語	5め)	
	預金種別	☑ 普通1	☑ 当座 2	口座番号(右詰	g) 1 2	234	567								
4	111 A 44		AND A-1 1 14									_		_	_

b.掛金額区分 継続加入かつ掛金額を変						としない場合 ぐもご記	は入くたさい。
☑ 掛金を下記の毎	月定額	で納付	付しま	す。 。	—	どちらかを選択してください	☑ 納付月と金額を指定して納付します。1
毎月の掛金額	2	0 =	0	0	0	被保険者の種別、企業 年金制度等の加入状 況により限度額が異なります。	別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030)」を添付してください

J紙「K-033」でご自身の加入 状況をご確認の上、他の企業年 金制度等の加入状況の2桁の 数字をご記入ください。 卦金の納付方法を 「事業主払込」とされる方

は、お勤め先が作成する「事業主払込 こ関する証明書(K-109AまたはB)」

6.現在のお勤め先(事業所情報) 企業年金制度等 左記の番号が【00】以外の場合 ✓ 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎 □にレ点をご記入ください 年金番号、性別、生年月日は、年金手帳または基礎年金番号通知書の内 の加入状況コード 容および加入申出書に記入した内容と一致しています。 登録事業所番号 フリガナ

✓ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。 ✓ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

7.給付金・年金の受給状況について

☑ iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない。 ✓ 老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給していない。

【65歳以上70歳未満の方はご記入ください】

8.公的年金の受給権有無

✓ 公的年金の受給権を有していません。

9.「8.公的年金の受給権有無」を確認するため、以下の書類の添付が必要です。

☑ 被保険者記録照会回答票 提出時に添付をお願いします。 ☑ 戸籍の附票の写し 提出時に添付をお願いします。

【70歳以上75歳未満の方はご記入ください】

10. 厚生年金高齢任意加入状況について

登録事業所名称

☑ 厚生年金市	☑ 厚生年金高齢任息加入手続き中、または厚生年金高齢任息加入者です。																
受付金融機関および国民年金基金連合会使用欄 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――																	
受付金融機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9 0 ㈱○○銀行								
運用関連運営管理機関	1	2	3	4	5	6	7		㈱○○銀行								
記録関連運営管理機関	7	6	5	4	3	2	1		△△キーピング㈱								
各種届書•添付書類 受付金融機関確認 国民年金基金連合会									国民			受付金融機関	国民年金基金連合会				
預金口座振替依頼書 K-00)2					☑ あり] あり ☑ なし						令和。				
加入者月別掛金額登録·変更	届 K-03	30				☑ あり ☑ なし						71 1					
加入者等運営管理機関変更加	i K−0	04				√ あり)	よし	L				+<101-3 + ×+0+-1 -				
個人別管理資産移換依頼書	K-003	3				√ あ!)	îL				新規加入を希望するケース					
事業主払込に関する証明書	K-109	9A				☑ あり)	îl.				1			I 1		
事業主払込に関する証明書(事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B 🕡 あり 🕡 なし											┤│ │(掛金の納付方法が個人払込の場					
被保険者記録照会回答票	√ あ!	あり 🗹 なし								<u> </u>							
戸籍の附票の写し ☑ あり ☑ なし															様式第 K-002号(2024.12)		

自動払込利用申込書 預金口座振替依頼書

2枚目

加

収

私が支払うべき個人型年金の掛金を、収納企業の指定する日に下記名義の口座から口座振替の方法により支払うこととしたいので、 下記の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

1.申出者		全ての加入申出者がご記入ください。		(D. \$ 10) \$ 10 \$ 10				
	フリガナ ネン	キン イチロウ	│ 記入内容の誤り、不備等や、印鑑相違、押印不鮮明等の場合、再度提出をお願い │ することになります。その場合、掛金の引落しができませんので、ご提出の前に					
氏 名	年	金 一郎	今一度、記入内容、届出印の (※引落せなかった掛金を行 ください。)	きませんので、ご注意				
	フリガナトウキ	・ョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-45	6 シカクシカクビル	連絡先電話番号				
住 所	〒123	- 4567 都○○区△△1-23-450	5 □□ビル	(12) 3456-7890				

継続加入かつ口座変更を希望されない場合、掛金引落口座情報は不要です。

4.掛金引剂	4.掛金引落口座情報 「個人払込」の場合は加入申出者がご記入ください。 「事業主払込」または「継続加入かつ口座変更を希望しない」場合は、掛金引落口座情報のご記入は不要です。口座変更される場合のみ、ご記入ください。										
口座名義人	フリガナ ネンギ 年	*> イチロ 金 -	一郎			金融機届出印	· [[-] [))	金融機関またはゆうちょ銀行に届出 してある印鑑を押印してください。 なお、印鑑なし口座やサイン式口座 での口座振替のお取扱いの場合は、 各金融機関にご確認ください。		
		☑ ゆうちょ釒	限行以外の金融機	関1	ר'ש	5らかを選択してく	ださい	V	ゆうちょ銀行 2		
金融機関名			$\bigcirc\bigcirc$	✓ 銀行✓ 信道✓ 信金	〖 ☑ 農協 ▮	金融機関コード	自動払込み		自動払込利用の場合は、 が適用されます。 契約種別コード 30		
支店名			☑ 本店	☑ 支店(ਤ	支店コード	通帳記号		通帳番号(右詰め)			
預金種別	☑ 普通1	☑ 当座2	口座番号(右詰	め) 1 2	234	567					

預金口座振替規定(自動払込は除く)

- 1.銀行(金庫・農協)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請 求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。 この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請 求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知す ることなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

不備の場合の返却先 (事務処理センター)

- 3.この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届 出がないまま長期間にわたり国民年金基金連合会から請求がない等相当 の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したも のとして取扱ってもさしつかえありません。
- 4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合 を除き、銀行には迷惑をかけません。

				つ応振麸	金融機関使用欄 ———			
【金融機関さまへのお 預金口座振替依頼書 下記までご返送くださ	(自動払	込利用申込書			返却事由にレ点をつけて	口座振替金融機関受付 年 月 日 令和。	収納企業名	国民年金基金連合会 確定拠出年金
下記までと返送へたさ		E振替金融機関 値	使用欄 (不備返ā	即事由)		9	払込先口座番号	00110-8-82774
☑ 預金取引なし	記載	☑ 店名	☑ 預金種目	V]座番号 ☑ □座名義			
☑ 印鑑相違	事項等相違	☑ その他()		払込先加入者名	国民年金基金連合会
検査	照合		受付				振替日(払込日)	毎月26日 (休業日の場合、翌営業日

付金融機関および事務処理センター使用欄	

受付金融機関	事務処理センター
令和。	
	様式第 K-002号(2024.12)
	惊八弟 N=002亏(2024.12)

国民年金基金連合会用拠 個人型在全加入由出書(第2号被保险者(65歲以上75歲未満)新規·継続加入田)

●訂正は、訂正さ	頁をご覧のうえ、ご記入ください。 ●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり 部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。 頁(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。	り、分かり易くご記入ください。 ●選択項目の ▽ にはレ点をご記入くださ
1.申出者	全ての加入申出者がご記入ください。 ▼申出者自ら	署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
	フリガナ ネンキン イチロウ	基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 (
氏 名	年金 一郎	生年月日 ☑ 昭和5 年 月 日 性別 ☑ 5
	フリガナトウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-45	
住所	〒123-4567 東京都●●区△△1-23-456	(12) 6 □□ビル 3456-7890
2.被保険者	旨の種別 必ずいずれか1つにレ点をご記入のうえ、「3.掛金の納作	
第2号被保 ☑ 65歳以 共済組合員 ☑ 65歳以	険者(共済組合員を除く会社員等) ↓上70歳未満 ☑ 70歳以上75歳未満 ((国家公務員共済組合の長期組合員、地方公務員共済組合の長期組 ↓上70歳未満 ☑ 70歳以上75歳未満	
3.掛金の網		
☑ 事業主 ☑ 個人払		場合は、左の欄にもレ点を記入してください。
4.掛金引落		
	学术上述:30元は、年初が近くは、10元(大学)の10元(10元)が10元(10元(10元)が10元(10元)が10元(10元)	のご記入は不要です。口座変更される場合のみ、ご記入ください。
口座名義人 個人払込の名 場合、本本人 義に限定・屋 号付きは不可	7777	金融機関 2枚目に 届出印 金融機関届出印を押印してください
		Sohrを選択してください ✓ ゆうちょ銀行 ₂
金融機関名	✓ 銀行 ✓ 労金 □✓ 信連 ✓ 農協 □✓ 信金 ✓ 信組 □	金融機関コード
支店名		所 道帳記号 通帳番号(右詰め)
預金種別	☑ 普通1 ☑ 当座2 □座番号(右詰め)	
5.掛金額区	分 継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。	
☑ 掛金を	下記の毎月定額で納付します。○ どちらかを選択してください ☑ 納	付月と金額を指定して納付します。
毎月の掛金	Z O O O O Data	モの「加入者月別掛金額登録・変更届(K−030)」を添付してください。
別紙「K-033」では 状況をご確認の上	ご自身の加入 6.現在のお勤め先(事業所情報)	
金制度等の加入物質をで記入くだる	状況の2桁の	✓ 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基 年金番号、性別、生年月日は、年金手帳または基礎年金番号通知書の
数于2000/(/co	の加入れがユード・リードにしませる。	図11[53] 容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
掛金の納付方法		の方
「事業主払込」とる は、お勤め先が作成す	では、事業主払込 フリガナ マルマル(力	☑ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を 過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
に関する証明書(K-1 より転記してください。		[02][50] [51][52] 図 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
7.給付金・	年金の受給状況について	
✓ iDeCo	の老齢給付金(一時金を含む)を受給していない。 ☑ 老齢基	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
【65歳以上	70歳未満の方はご記入ください】	
8.公的年金 公 公的年 9.「8.公的 好 被保険	金の受給権有無 金の受給権を有していません。 灼年金の受給権有無」を確認するため、以下の書類の添付が必要です 者記録照会回答票 提出時に添付をお願いします。 ☑ 戸籍の	-。)附票の写し 提出時に添付をお願いします。
	75歳未満の方はご記入ください】 金高齢任意加入状況について	
	金高齢任意加入状況について 金高齢任意加入手続き中、または厚生年金高齢任意加入者です。	
		車合会使用欄 ————————————————————————————————————
受付金融機関	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ㈱○○銀行	

運用関連運営管理機関 ㈱○○銀行 記録関連運営管理機関 7 6 5 4 3 2 1 △△キーピング㈱ 国民年金基金連合会 受付金融機関確認 国民年金基金連合会 預金口座振替依頼書 K-002 令和。 加入者月別掛金額登録·変更届 K-030 加入者等運営管理機関変更届 K-004 あり 🛭 なし 新規加入を希望するケース 個人別管理資産移換依頼書 K-003] あり □ なし 事業主払込に関する証明書 K-109A ∄あり ☑ なし (掛金の納付方法が事業主払込の場合) 事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B あり 🛭 なし 被保険者記録照会回答票 ∄あり 図なし 戸籍の附票の写し 刁あり ⊠ なし 様式第 K-002号(2024.12) 国民年金基金連合会 宛

事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(センター用) 届書コード 13062

(1)こちらの様式は、iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金の納付方法に関し、申出者が「事業主払込」を希望する場合、あるいは事業主払込から掛金納付方法変更を

希望する場合に提出が必要です。(申出者が「事業主払込」を希望したものの、事業主の事情により「個人払込」となった場合でも提出は必要です)

(3)お勤め先への既会等により、事業主の記入欄を無断で作成・改変したと認められた場合、本登録(変更)手続が取り消されることがあります。

1. 申出者の情報 私(申出者)はiDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金の納付に関して、事業主払込を希望、あるいは事業主払込から掛金納付方法変更を希望するので、下記の通り届出致します。

	■ 基礎平金番号										
	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 年 金 一 郎										
₽	申出者が希望する掛金納付方法:下記(1)~(4)のいずれかに☑										
【 (1) 10eto (個人坐離足拠出年金) へ利税加入すると同時に、事業主払込を布呈する											
											【
闌	掛金額区分:下記A・Bのいずれかに☑										
	■ A: 下記の金額を毎月定額で納付します。 □ B: 納付月と金額を指定して納付します。										
	## (M-030) 」に必要事項を記入の上、 ## (M-030) 」に必要事項を記入の上、 ## (M+030) 」のより、 ## (M+030) 」に必要事項を記入の上、 ## (M+030) 」に必要事項を記入の上、 ## (M+030) 」のより、 ## (M+030) 】 (M+030) 』 (M+030										

2. 事業主の確認事項、証明

申出者が希望する掛金納付方法について確認の上、以下のとおり回答します。また、事業所登録が必要な場合は、同登録を申請します。 事業主の署名等(申出者を使用する厚生年金適用事業所) 掛金の納付方法に関する確認: (1) ~ (3) のいずれかに☑ □ (1) 申出者は「事業主払込」を希望しているが 6年 12月 1 日 「個人払込」とする: ※3ヵ月以内有効 ※個人事業主の方の場合は、事業主の住所および氏名を記入 郵便番号・所在地 (1) の場合、最もあてはまる理由を次の①②いずれかに☑ (②の場合はその理由もあわせて記入してください) 111-1111 東京都●●区 □△1-2-3 □①「事業主払込」を行う体制が整っていないため □ ② その他 カ) ネンキンショクヒンサービス 株式会社 年金食品サービス □ (2) 申出者が希望しているため、「個人払込」とする ▼ (3) 申出者が希望しているため、「事業主払込」とする: 事業主名称 (代表者肩書・氏名) ⇒ (3)を選択された場合、下記「登録事業所番号の確認」欄 に必要事項を記入してください。 - □ ←iDeCo+ (中小事業主掛金納付制度) に伴う __登録・変更等の場合は、こちらにも☑___ ご担当者様のお名前・ご連絡先 年金 三郎 12 - 3456 - 7890登録事業所番号の確認: ①②のいずれかに2のうえ、指示に従って記入 事業主払込用登録事業所番号 ▼ ① 事業主払込に対応する登録事業所番号がすでにある

○ 登録事業所番号を記入 ※電子申請及びiDeCo+ (中小事業主掛金納付制度) の登録に伴う事業主払込の場合は、登録事業所番号を必ず記入してください ※直近12ヵ月以内に引落実績がない場合は、「預金口座振替依頼書(K-007)」をあわせてご提出ください (直近の引落実績や掛金引落口座情報が不明の場合は、「登録事業所掛金引落機関情報変更届(K-020)」も必要となります □ ② 登録事業所番号がないため、上記事業所情報及び下記掛金引落口座の登録を申請する 新たに登録する事業主の引落口座情報を下記の欄に記入(「掛金引落口座情報」欄を記入した場合、必ず「預金口座振替依頼書(K-007)」をあわせて提出してください) □銀行 □労金 □信連 □信金 ゆうちょ □本店 □支店(支所) □出張所 以外の □ 当座2 □ 普通: 機関 契約種別 通帳記号 通帳番号 (右詰め) ゆうちょ 166 30

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照へ	ください。	
	マルオ際関係はしてい事務処理センター伊用懶	

□ あり

□ なし

受 付 金	融	機関		受付	9:	年		月	日	事務処理センター
				金融機関	令和	!	LL_	1	.1	
采番した登録事業所番号]						
各種届書・添付書類	受付金融	機関確認	事セ 確認							
金口座振替依頼書	□ あり	□ なし								

様式第 K-109A号 (2024.12)

国民年金基金連合会 宛	届書コード 01211 01011	記入例③		国民年金基金連合会用
個人型年金加	入申出書(第2号被保険	者(65歳以.	上75歳未満)新規	∄•継続加入用) 1枚目
●訂正は、訂正部分を二重	うえ、ご記入ください。 ●太枠内に必要事項を 線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項 ・証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提	をご記入ください。	、分かり易くご記入ください。 ●	選択項目の☑にはレ点をご記入ください
1.申出者	全ての加入申出者がご記入ください。	▼申出者自ら署	名する場合、身元確認書類の提	示は不要です。
	シキン イチロウ		基礎年金番号 1 2 3	4 - 5 6 7 8 9 0
氏名	年金 一郎		1 1901	● 1 0 0 6 性別 ☑ 男 ₁ ☑ 女 ₂
_ 1.0	ウキョウト マルマルク サンカクサン	<i>b 1 1 - 2 3 - 4 5 6</i>	5 シカクシカクビル	連絡先電話番号 市区町村コード
	3 - 4567 京都●●区△△1 - 2	3-456	<u>□□ビル 3</u> 4	(12) 456-7890
2.被保険者の種別	必ずいずれか1つにレ点をご記入の	うえ、「3.掛金の納付	方法」以降の該当項目をご訂	己入ください。
第2号被保険者(共済 ☑ 65歳以上70歳	「組合員を除く会社員等) 未満 □ 70歳以上75歳未満			
	務員共済組合の長期組合員、地方公務員	共済組合の長期組合	合員、私立学校教職員共済制	度の長期加入者)
3.掛金の納付方法	新規加入または勤務先事業所を変更(転職)し継続加入			K-109AまたはB)」をご提出ください。
☑ 事業主払込₁☑ 個人払込₂	→ ☑ iDeCo+(中小事業主掛金納付			
4.掛金引落口座情	報報 「個人払込」の場合は加入申出者がご記入ください。 「事業主払込」または「継続加入かつ口座変更を希望しな	い」場合は、掛金引落口座情報の	ご記入は不要です。口座変更される場合のみ、	ご記入ください。
口座名義人 フリガナ 個人払込の			金融機関	2枚目に
場合、本人名 義に限定・屋 号付きは不可				金融機関届出印を押印してください
	☑ ゆうちょ銀行以外の金融機関↑		らかを選択してください 金融機関コード	▶ ☑ ゆうちょ銀行2
金融機関名	<u>.</u> <u>√</u> <u>√</u>	〗銀行 ☑ 労金 □ 〗信連 ☑ 農協 〗信金 ☑ 信組	種目コード	166 契約種別コード 30
支店名	☑ 本店 ☑ ₃	支店(支所) ☑ 出張所	道。」 通帳記号	通帳番号(右詰め)
預金種別 ☑ 普通	近1 ☑ 当座2 □座番号(右詰め)			
5.掛金額区分	継続加入かつ掛金額を変更しない場合	でもご記入ください。		
☑ 掛金を下記の毎月	月定額で納付します。○ < どちらかを選択し 被保険者の種)	417	付月と金額を指定して納付し	ます。1
毎月の掛金額	20 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	加入状	の「加入者月別掛金額登録・変感	更届(K-030)」を添付してください。
別紙「K-033」でご自身の加入 状況をご確認の上、他の企業年		報)		
金制度等の加入状況の2桁の 数字をご記入ください。	■ 企業年金制度等	が【00】以外の場合 をご記入ください	年金番号	電定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎 号、性別、生年月日は、年金手帳または基礎年金番号通知書の内 が加入申出書に記入した内容と一致しています。
掛金の納付方法を	登録事業所番号			霍定拠出年金の掛金は年単位拠出ではありません。また、マッチ は利用しておりません。
「事業主払込」とされる方 は、お勤め先が作成する「事業主払込			☑ 個人型4 過した場	F金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超 場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
に関する証明書(K-109AまたはB)」 より転記してください。	登録事業所名称			年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超 場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
7.給付金・年金の引	受給状況について			
☑ iDeCoの老齢給	付金(一時金を含む)を受給していない。	▼ 老齢基	礎年金・老齢厚生年金を受給	していない。

【65歳以上70歳未満の方はご記入ください】

- 8.公的年金の受給権有無
 ☑ 公的年金の受給権を有していません。
 9.「8.公的年金の受給権を有していません。
 「2.公的年金の受給権有無」を確認するため、以下の書類の添付が必要です。
 ☑ 被保険者記録照会回答票 提出時に添付をお願いします。 ☑ 戸籍の附 ☑ 戸籍の附票の写し 提出時に添付をお願いします。

【70歳以上75歳未満の方はご記入ください】

- 10. 厚生年金高齢任意加入状況について
- ☑ 厚生年金高齢任意加入手続き中、または厚生年金高齢任意加入者です。

- 受付金融機関および国民年金基金連合会使用欄															
受付金融機関 1 2 3 4 5					6	7	8	9 0 ㈱○○銀行							
運用関連運営管理機関	1	2	3	4	5	6	7		(株)〇〇				銀行		
記録関連運営管理機関	7	6	5	4	3	2	1		△△キーピ				ーピング㈱		
各種届書・添付書類						受付金	融機関码	関確認 国民年金基金連合会					受付金融機関		国民年金基金連合会
預金口座振替依頼書 K-0	02) 🔽 2	¥U					令和。 年 月 日		
加入者月別掛金額登録・変更届 K-030 ☑ あり ☑ なし							なし					7 1 1 1 1			
加入者等運営管理機関変更	届 K-0	004				☑ あり) 📝 2	なし						νων±±====	- × +0
個人別管理資産移換依頼書	K-00	3				☑ あり) 📝 2	なし						継続加入る	を希望するケース
事業主払込に関する証明書 K-109A ☑ あり ☑ なし							なし								
事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B 🕢 あり 📝 なし							なし						(山)	整変更なし)	
被保険者記録照会回答票 ☑ あり ☑ なし								なし					_		
戸籍の附票の写し							なし							様式第 K-002号(2024.12)	

く注意事項>

- この申出書は、65歳以上75歳未満の第2号被保険者の方で公的老齢年金の受給権を有しない 方が、個人型年金(iDeCo)に新規加入、再加入、継続加入するための書類です。
- 下記の場合は、「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書 (K-109A号またはB号)」の添付が必須となります。 (共済組合員以外の場合はA号、共済組合員の場合はB号)
 - ①新規加入で、「事業主払込」を希望する場合
 - ②再加入で、「事業主払込」を希望する場合
 - ③継続加入かつ事業所の変更がある場合で、「事業主払込」を希望する場合
 - ④継続加入かつ事業所の変更がない場合で、

「個人払込」から「事業主払込」へ変更を希望する場合または 「事業主払込」から「個人払込」へ変更を希望する場合

● 継続加入申出者の方は、金融機関等に申出書を提出するタイミングによって年齢到達月の 翌月の引落は行われず、翌々月に2ヵ月分の引落が行われる場合や、掛金を拠出できない 期間が生じることがあります。

(詳細は受付金融機関にご確認ください。)

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。 (選択肢は、該当する□にレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 既に個人型年金の運用指図者である方が、現在利用中の運営管理機関と異なる機関を、 この申出書で指定する場合は、「加入者等運営管理機関変更届(K-004号)」をあわせて 提出してください。

(運営管理機関の複数指定は不可。また、運営管理機関を変更される場合は、一度資産が 現金化されます。)

- 記入内容に不備があった場合は、手続きが遅延することがあります。
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに 記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに 表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。
- 企業年金等(※)に加入している方は、個人型年金掛金、企業型確定拠出年金の事業主掛金と確定給付企業年金等の他制度掛金を合算し、55,000円を超えることはできません。 (上限額を超過する場合は、加入不該当となります。)
 - ※企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、 石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度。
- 企業型確定拠出年金の掛金が年単位拠出である場合、あるいはマッチング拠出を利用している場合は、個人型年金に加入することはできません。

1.申出者

〇申出者氏名(漢字)

- ・氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承 願います。

〇基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

〇住所(漢字)

- ・住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、ご了承 願います。

〇連絡先電話番号

日中に問合わせができる電話番号を記入してください。 (携帯電話の電話番号も可能です。)

2.被保険者の種別

該当する□にレ点を記入してください。

○第2号被保険者(65歳以上70歳未満)の方

65歳以上70歳未満の会社員など、厚生年金適用事業所に勤めている方。

〇第2号被保険者(70歳以上75歳未満)の方

70歳以上の厚生年金高齢任意加入被保険者(任意で厚生年金に加入している者)

〇共済組合員(65歳以上70歳未満)の方

65歳以上70歳未満の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の共済組合員の方。

〇共済組合員(70歳以上75歳未満)の方

70歳以上の共済組合員の方。

3.掛金の納付方法

◇「事業主払込」を選択する方

「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(K-109A号)」の添付が必須です。 ※iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)の対象者の場合は、「事業主払込」の右側の□にもレ点を 記入してください。なお、事業主の手続きによる開始年月・登録年月と一致しない場合は、不備として 返戻される場合があります。

共済組合員の方は「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(共済組合員用) (K-109B号)」の添付が必須です。

◇「個人払込」を選択する方

申出者個人の掛金引落口座情報と金融機関届出印(2枚目以降)を記入・押印してください。

【K-002号】個人型年金加入申出書(第2号被保険者(65歳以上75歳未満)新規·継続加入用) 記入要領

《2P》

4.掛金引落口座情報

(「事業主払込」または「継続加入かつ口座変更を希望しない」場合は、掛金引落口座情報のご記入は不要です。 口座変更を希望される場合のみ、ご記入ください。)

- ・掛金引落口座情報は、受付金融機関による代理訂正は不可となる項目です。
- ・申出者による訂正印は、金融機関届出印を押印ください。

〇口座名義人(本人名義に限定・屋号付きは不可)

・掛金引落口座は本人名義の口座に限ります。(屋号付きは不可。)

〇金融機関届出印

- ・2枚目以降の「金融機関届出印」欄に、口座振替をする金融機関またはゆうちょ銀行に届出をしている印鑑を 押印してください。
- ・2枚目以降で押印が必要な箇所に、口座振替をする金融機関届出印を押印してください。 (金融機関届出印は、国民年金基金連合会で使用するものではなく、銀行にて使用するものです。 そのため、必ず押印してください。ただし、金融機関で押印不要である場合は、押印の必要はありません。)

印鑑なし口座やサイン式口座での口座振替の場合の取扱いは、各金融機関にご確認ください。 金融機関の取扱いと異なっていた場合、掛金の引き落としができず、その分を追納する制度はありません。 (※金融機関にて印鑑の届出をせず、生体認証方式で本人確認をした場合は、押印欄に「生体認証等方式」と ご記入ください。)

〇ゆうちょ銀行以外の金融機関

- ・掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、□にレ点を記入してください。
- ・金融機関名、本店・支店名を記入してください。

◇預金種別

該当する預金種別の□にレ点を記入してください。

◇口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

〇ゆうちょ銀行

- ・掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、□にレ点を記入してください。
- ・預金通帳の記号と番号を右詰めで記入してください。

5.掛金額区分

・掛金の納付は「掛金を下記の毎月定額で納付します」または「納付月と金額を指定して納付します」のいずれかの □にレ点を記入してください。

ただし、11月に加入を申し出る場合は、「納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。 必ず「掛金を下記の毎月定額で納付します」を選択してください。

(11月に加入を申し出る方で、納付月と金額を指定して納付を希望する場合、毎月定額納付として一度お手続きいただき、お手元に「個人型年金加入確認通知書」が届いてから、

「加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)(K-032号)」【(6)掛金額区分・掛金額の変更】と

「加入者月別掛金額登録・変更届 (K-030号)」をあわせて提出してください。)

- ・「納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を 納付する方法を指します。
- ・「納付月と金額を指定して納付します」は、「00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)」の方のみ選択可能です。
- ※厚生年金にのみ加入し、企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金制度(国家公務員共済組合の長期組合員、 地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者を含む)のいずれにも加入していない方
- ・「納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030号)」を あわせて提出してください。

O iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)を実施する場合の注意点

事業主掛金額を含めない金額を記入してください。

〇毎月の掛金額

- ・掛金を毎月定額で指定する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円~拠出限度額まで指定できます。
- ※事業所がiDeCo+(中小事業主掛金納付制度)を実施している場合、1,000円から指定できますが、加入者掛金と事業主掛金の合算で5,000円以上必要です。
- ・掛金額は1,000円単位で指定して下さい。

◇第2号被保険者の方(共済組合員を除く)の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額および確定給付企業年金等の 他制度掛金相当額によって異なります。

①拠出限度額:23,000円

00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)

②拠出限度額:下表のとおり

- 01:企業型確定拠出年金(確定給付型の企業年金併用含む)
- 02:確定給付型の企業年金
- 50: 国家公務員共済組合員(長期)
- 51:地方公務員共済組合員(長期)
- 52:私立学校教職員共済制度(長期)
- 53:企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)

各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額 および 確定給付企業年金等の他制度掛金相当額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	月額55,000円-(各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額+ 他制度掛金相当額) 例)55,000円-50,000円=5,000円

※上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金に加入できません。

【K-002号】個人型年金加入申出書(第2号被保険者(65歳以上75歳未満)新規·継続加入用) 記入要領

《3P》

6.現在のお勤め先(事業所情報)

○企業年金制度等の加入状況

当欄に記入する2桁の番号については、「iDeCo (個人型確定拠出年金)への加入資格、拠出限度額、「企業年金制度等の加入状況」の確認 (K-033号)」で確認してください。

【K-033号見本】

・表面



** A STATE OF THE STATE OF THE

○上記の番号が【00】以外の場合は、以下の項目について確認のうえ、□にレ点を記入してください。 ◇【01】【53】の方

- ・企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、 年金手帳または基礎年金番号通知書の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
- ・企業型確定拠出年金では、マッチング拠出、年単位拠出ともに行っておりません。
- ・個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

◇【02】【50】【51】【52】の方

・個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

○「3.掛金の納付方法」が「事業主払込」の第2号被保険者の方(共済組合員を除く)

◇登録事業所番号、登録事業所名称

- ・「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(K-109A号)」に記載された登録事業所番号と 事業所名称を記入してください。
- ・なお、「登録事業所番号」について、勤務先が「事業所登録」を行っていない場合や不明である場合は 空欄でも構いません。

(空欄であった場合は、国民年金基金連合会より問い合わせさせて頂くことがあります。) 電子申請の場合、「登録事業所番号」は記入必須となります。登録事業所番号がない場合や不明な場合、 紙による加入申出書と「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(K-109A号)」により 申請してください。

〇「3.掛金の納付方法」が「事業主払込」の共済組合員の方

◇登録事業所番号、登録事業所名称

「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書(共済組合員用) (K-109B号)」に記載された登録事業所番号と事業所名称を記入してください。

7.給付金・年金の受給状況について

- ・iDeCoの老齢給付金とは、個人型確定拠出年金の給付金の一つです。
- ・iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給したことがある方は加入できません。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給している方は加入できません。

8.公的年金の受給権有無(65歳以上70歳未満の方のみご記入ください。)

- ・公的年金の受給権を有しない方は、□にレ点を記入してください。
- ・公的年金の受給権を有する方は加入できません。
- ○公的年金の受給権は、保険料を納めた期間や加入者であった期間等の合計が一定年数以上 (老齢基礎年金であれば10年間)必要です。国民年金だけでなく、厚生年金、共済組合の加入期間もすべて含まれます。 また、年金額には反映されない合算対象期間や保険料が免除された期間も含まれます。

9. 「8. 公的年金の受給権有無」を確認するため、以下の書類の添付が必要です。

○被保険者記録照会回答票

お近くの年金事務所等で取得可能です。詳しくはお近くの年金事務所等にご相談ください。 また、日本年金機構がサービス提供する「ねんきんネット」を通じて取得することも可能です。 詳細については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

○戸籍の附票の写し

本籍地のある市区町村で取得可能です。戸籍の附票の写しの請求方法には、窓口交付や郵送交付等があります。詳しくは本籍地のある市区町村にご相談ください。

10. 厚生年金高齢任意加入状況について(70歳以上75歳未満の方のみご記入ください。)

- ・公的老齢年金の受給権を有しない厚生年金高齢任意加入被保険者(任意で厚生年金に加入している者)の方は、 記入してください。
- ・厚生年金高齢任意加入手続き中、または厚生年金高齢任意加入者の方は□にレ点を記入してください。 (任意加入の手続き中、または手続き予定である場合も申出はできますが、任意加入被保険者であることが 確認できない場合は、個人型年金加入の承認が取り消される場合があります。また、任意加入被保険者の資格がない 期間に拠出していた掛金は還付(返還)となります。)

【K-002号】預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書 記入要領

<注意事項>

- 継続加入かつ口座変更を希望されない場合、掛金引落口座情報のご記入は不要です。 口座変更を希望される場合のみ、ご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
 - ※<u>「4. 掛金引落口座情報」を訂正する場合は、訂正印として金融機関届出印の押印が</u>必要です。
- 記入内容の誤り、不備等や、印鑑相違、押印不鮮明等の場合、再度提出をお願いすることになります。その場合は、掛金の引落しができませんので、ご提出の前に今一度、記入内容、届出印の押印状態をご確認ください。 (※引落せなかった掛金を後日、改めて納付することはできませんので、ご注意ください。)

1.申出者

〇申出者氏名(漢字)

- ・氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、 ご了承願います。

〇住所(漢字)

- ・住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合は、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に 補正されることがあります。
- ・また、補正ができない場合は、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがありますので、 ご了承願います。

4.掛金引落口座情報

〇金融機関届出印

- ・口座振替をする金融機関またはゆうちょ銀行に届出してある印鑑を押印してください。
- ・金融機関届出印は、国民年金基金連合会で使用するものではなく、銀行にて使用するものです。 そのため、必ず押印してください。ただし、金融機関で押印不要である場合は、押印の必要は ありません。

印鑑なし口座やサイン式口座での口座振替の場合の取扱いは、各金融機関にご確認ください。 金融機関の取扱いと異なっていた場合、掛金の引き落としができず、その分を追納する制度は ありません。

(※金融機関にて印鑑の届出をせず、生体認証方式で本人確認をした場合は、押印欄に「生体認証等方式」とご記入ください。)